

判決年月日	平成24年10月3日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成24年（行ケ）第10197号		

○ 将来を含め、取引者、需要者に指定商品の産地又は販売地を表すものと認識される可能性があり、これを特定人に独占使用させることが公益上適当でないと判断される商標は、商標法3条1項3号に該当する。

○ 指定商品を「銚田市産のバウムクーヘン」とする「HOKOTA BAUM」からなる商標が、商標法3条1項3号に該当するとされた事例。

（関連条文）商標法3条1項3号

本件は、指定商品を第30類「銚田市産のバウムクーヘン」とする「HOKOTA BAUM」からなる商標登録出願に対する拒絶査定不服審判請求が成り立たないとした審決の取消しを求める事案である。

本件審決の理由は、要するに、本願商標は、商標法3条1項3号に該当し、かつ、同条2項の要件を具備しないものであるから、登録を受けることができない、というものである。原告は、取消事由として、商標法3条1項3号該当性に係る判断の誤りを主張した。

本判決は、以下のとおり判示して、原告の請求を棄却した。

商標法3条1項3号は、「その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」は、商標登録を受けることができない旨を規定し、同条2項は、「前項3号から5号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる」旨を規定している。その趣旨は、同条1項3号に該当する商標は、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに、一般的に使用される標章であって自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものとして、商標登録の要件を欠くが、使用をされた結果、自他商品識別力を獲得するに至った場合には、商標登録を受けることができるものとしたものである。

商標登録出願に係る商標が商標法3条1項3号にいう「商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するというためには、必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産され又は販売されていることを要せず、需要者又は取引者によって、当該指定商品が当該商標の表示する土地において

生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもって足りるというべきである。

よって、審決時において、本願商標が指定商品の産地又は販売地を表すものと取引者、需要者に広く認識されている場合はもとより、将来を含め、取引者、需要者にその商品の産地又は販売地を表すものと認識される可能性があり、これを特定人に独占使用させることが公益上適当でないと判断されるときには、その商標は商標法3条1項3号に該当するものと解するのが相当である。」

「本願商標は、やや太字の書体で「HOKOTA BAUM」と、欧文字を横書きしたものである。そして、「HOKOTA」の部分と「BAUM」の部分の間に、半角程度の空白を空けて表されている。

本願商標の指定商品は、「銚田市産のバウムクーヘン」であるところ、本願商標のうち「BAUM」の部分は、「BAUMKUCHEN（バウムクーヘン）」を認識させる語である。また、本願商標のうち「HOKOTA」の部分は、茨城県にある「銚田市」を表したものと理解される語である。

したがって、本願商標が指定商品に使用された場合、本願商標全体からも、「銚田市」の「バウムクーヘン」という意味を有するものとして、取引者、需要者に認識されるものである。

また、本願商標は、若干デザイン化した文字が使用されているものの、特殊なものとはいえず、「HOKOTA BAUM」の欧文字を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるにすぎないものである。本願商標をその指定商品に使用しても、これに接する取引者、需要者は、「銚田市のバウムクーヘン」又は「銚田市産のバウムクーヘン」であることを表したものと理解するものと解される。

したがって、本願商標は、将来を含め、その指定商品の産地、販売地等を表すものと取引者、需要者に認識される可能性があり、これを特定人に独占使用させることは、公益上適当でない。よって、本願商標は、自他商品の識別標識とは認識し得ないものであり、商標法3条1項3号に該当する。